

食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施要綱

平成 23 年 11 月 21 日付け 23 農振第 1876 号
農林水産事務次官依命通知

第 1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かしつつ、被災農山漁村の早期復興を実現するため、集落ぐるみの多様な取組をきめ細かく支援することにより、農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るとともに、都市住民、企業、NPO など国民各層による被災農山漁村におけるボランティア活動への参加を促進する。

第 2 事業内容等

本事業は、次に掲げるとおりとし、事業内容、事業実施主体、補助金の交付を受けるための採択要件等は別表に定めるものとする。

1 農山漁村コミュニティ活性化対策

被災農山漁村の早期復興に向け、農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を支援する。

2 被災農山漁村ふるさと応援対策

被災農山漁村において、農林漁業の再開やこれに関連する集落共同活動等への都市住民、企業、NPO 等によるボランティア参加を促進するため、ボランティア希望者と被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを行う取組を支援する。

第 3 事業の公募

地方農政局長等（第 2 の 1 の事業にあっては、事業実施の主たる事務所（以下「事務所」という。）が青森県、岩手県、宮城県又は福島県に所在する場合は東北農政局長、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県又は長野県に所在する場合は関東農政局長、新潟県に所在する場合は北陸農政局長、また、第 2 の 2 の事業にあっては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）。以下同じ。）は、各事業について、農村振興局長が別に定める公募要領により事業実施提案書を公募し、選定するものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度の1年間とする。

第5 事業実施の手続

1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、第2の1の事業にあっては、集落協定が確認できる資料を参考資料として添付するものとする。

2 地方農政局長等は、1により提出された事業実施計画を審査し、承認するものとする。

3 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、承認した事業実施計画を取りまとめ、これを農村振興局長に報告するものとする。

4 事業実施計画に係る農村振興局長が別に定める重要な変更については、1、2及び3に準じて行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成する。

第7 完了報告

事業実施主体は、第5の2により地方農政局長等が承認した事業実施計画に基づく事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 事業実施結果の評価

1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、目標年度（事業完了の翌年度）までの毎年度、第5の2により地方農政局長等が承認した事業実施計画に定められた目標の達成状況について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等は、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長にその結果を報告するとともに、これを公表するものとする。

3 地方農政局長等は、2により事業評価の内容を評価するに当たり、農村振興局長が別に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、その意見を聴取するものとする。

4 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標達成が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果について公表

するものとする。

第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。